

令和2年度

犬山市水道水質検査計画書

犬山市都市整備部水道課

令和2年度水道水質検査計画書

令和2年3月
水道事業体等名:犬山市水道事業

当水道事業では、水道法第20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、水道水の安全性の確認を行っているところです。

平成16年度から、水道法水質基準が改正されたことにより、水道法施行規則が改正され、水道事業者が実施しようとする水質検査の計画書をあらかじめ作成し、需要者に情報提供(公表)することが定められました。

当水道事業の水質検査計画の内容は、次のとおりです。

水質管理面から見た水道の概要	浄水場(配水場)系統水	10 系統					
	使用水源	表流水(1箇所)、深井戸水(10井)、愛知県用水供給事業からの净水					
	主な浄水処理	表流水を凝集、沈殿、ろ過、井戸水を消毒して給水。一部系統は、バッキ処理					
	自己検査の状況	水道法水質基準項目は、自己検査はできない。					
	水質管理担当職員数	水質管理専門職員はいなく、施設管理受託職員が水質管理を含めて担当。(職員数6名)					
水質管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none">3本の使用井戸は以前トリクロロエチレンが水道法水質基準を超えて検出されたため、バッキ処理を行い、低減化のうえ、給水している。井戸によっては、Phが低いため、苛性ソーダを注入している。各水系ごとの留意事項は個別計画書による。						
水質検査基本方針	<ul style="list-style-type: none">安全な水道水を供給するため、水道法施行規則の規定に従った回数の水質検査を行い、検査の省略が可能な項目についても、原則、3年に1回は検査を行う。各水系ごとの検査項目、採水箇所、検査回数や過去3年の検査結果に基づく評価と見直し及びそれによる検査頻度等に関する事項は、水系ごとの個別計画書及び個別表による。						
【水道法施行規則の規定】							
定期及び臨時の検査(給水栓水で実施)以外に、原水についても、水道法水質基準項目について、年1回水質検査を行う。受水净水については、受水地点で、供給側が検査を行うため、実施しない。	回 数	内 容					
	1箇月に1回以上	9項目					
	3箇月に1回以上	低減不可	12項目				
		基準値の2/10以下	1年に1回に低減化	28項目			
		基準値の1/10以下	3年に1回に低減化				
	基準値の5/10以下	水源状況等により省略可					
	1箇月に1回以上	臭いの発生時期のみ月1回以上。省略可能。		2項目			
毎日検査の実施	<ul style="list-style-type: none">色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査を浄水場系統毎に、毎日、1回行う。検査は、土・日・祝祭日を含めて、株式会社エージェンシーに委託して行う。						
臨時の水質検査の実施	<ul style="list-style-type: none">水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、所要の水質検査を実施する。<ul style="list-style-type: none">実施項目 ア.毎月検査項目(9項目)<必ず実施>イ.その他必要とする項目						
水質基準項目検査	<ul style="list-style-type: none">水質基準項目に係る検査は、厚生労働大臣指定の検査機関に委託して行い、内容については、委託契約書による。検査に際しては、水道事業者と検査機関が連携を図って行う。検査機関職員は犬山市水道事業職員立会いのもと採水したのち、水質検査所まで搬送して検査を行い、精度及び信頼性を確保する。						
検査結果の公表	<ul style="list-style-type: none">水質検査成績書及び毎日検査の記録は、水道事務所で整理保管し、需要者からの求めに応じて、いつでも供覧できるようにしていること。年間の定期水質検査結果については、水質基準に適合していた場合は、その旨、水質基準に適合していないかった場合は、その結果及び講じた措置等を犬山市HPに、掲載することにより、広く需要者に水質検査結果に係る情報を提供する。						
その他	<ul style="list-style-type: none">水質管理目標設定項目の検査については水系ごとの個別表による。原水の水質検査に関する事項は原水計画書による。						

(令和2年度)水道水質検査年次計画表・総括表

*1 番号	浄水場 (送配水場) 系統名	系統内現 在給水人 口(千人)	毎日 検査 地点数	基 準 項 目 檢 查 地 点 (水道水)					(原 水)	備 考
				番号	区 分	名 称	所 在 地	*水源数		
1	白山浄水場	約14.4	1	○	毎月・全項目	流公園	犬山市上坂町5丁目176	1	1	
2	城東浄水場	約4.2	1	○	毎月・全項目	犬山市城東第二子ども未来園	犬山市大字前原字南中根1	3	3	
3	今井配水池	約1.3	1	○	毎月・全項目	旧今井浄水場	犬山市今井七丁目141	1(1)	0	
4	前原配水池	約5.2	1	○	毎月・全項目	犬山市池野出張所	犬山市字杣下33-18	1(1)	0	
5	緑ヶ丘配水池	約0.2	1	○	毎月・全項目	緑ヶ丘南公園	犬山市大字羽黒字堂ヶ洞18-66	1(1)	0	
6	羽黒浄水場	約10.3	1	○	毎月・全項目	犬山市羽黒北子ども未来園	犬山市大字羽黒字向浦55-8	2	2	
7	楽田浄水場	約5.4	1	○	毎月・全項目	下沼団地防火水槽	犬山市字下沼1-9	3	3	
8	楽田東部浄水場	約0.15	1	○	毎月・全項目	惣作ちびっこ広場	犬山市字惣作58番地42	1	1	
9	犬山配水場	約32.6	1	○	毎月・全項目	青塚新町内集積場	犬山市青塚新町50	1(1)	0	
10	四季の丘配水池	約1.0	1	○	毎月・全項目	犬山市第一加圧所内蛇口	犬山市大字塔野地字田口洞21-10	1(1)	0	
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
検査地点数合計			10							10

* 1 様式2-(6)の番号と整合をとる。

* 2 総水源数とともに、浄水受水の水源数を()内に再掲で記入する。

令和2年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	白山浄水場			
水源種別	表流水			
浄水処理方法	凝集、沈殿、ろ過、塩素消毒			
給水人口	約14,400人			
水質管理上の留意事項				
採水箇所	毎日検査	犬山市上坂町5丁目176 流公園内	西側最末端地域の箇所として確認を行う。	
	基準項目検査	犬山市上坂町5丁目176 流公園内	西側最末端地域は、浄水場からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。	
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数				
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由	
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。	
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。	
	年4回	六価クロム化合物	令和2年度より基準強化、令和4年度まで基本頻度で検査を行う。	
	年1回	フッ素	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき検査回数を低減し、年1回の検査とする。	
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、平成29年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。 なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で、年1回、確認が行われることになる。	
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。	
	その他			

令和2年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	城東浄水場		
水源種別	深井戸水(3井)		
浄水処理方法	苛性ソーダ注入(Ph調整)、塩素消毒		
給水人口	約4, 200人		
水質管理上の留意事項	1 原水のPhが低いため、苛性ソーダの注入に留意する必要があること。 2 原水から大腸菌群を検出したことがあり、クリプトスパリジウム対策として、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行っていく必要があること。		
採水箇所	毎日検査	犬山市大字前原字南中根1 犬山市城東第二子ども未来園	南側最末端地域の箇所として確認を行う。
	基準項目検査	犬山市大字前原字南中根1 犬山市城東第二子ども未来園	南側最末端地域は、浄水場からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年4回	六価クロム化合物	令和2年度より基準強化、令和4年度まで基本頻度で検査を行う。
	年4回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。
	年1回	蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、平成29年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。 なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で、年1回、確認が行われることになる。
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
	その他		

令和2年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	今井配水池			
水源種別	愛知県用水供給事業からの浄水			
浄水処理方法	塩素消毒			
給水人口	約1,300人			
水質管理上の留意事項				
採水箇所	毎日検査	犬山市今井七丁目141 旧今井浄水場	南側最末端地域の箇所として確認を行う。	
	基準項目検査	犬山市今井七丁目141 旧今井浄水場	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。	
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数				
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由	
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。	
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。	
	年4回	六価クロム化合物	令和2年度より基準強化、令和4年度まで基本頻度で検査を行う。	
	年1回	アルミニウム及びその化合物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。	
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、平成29年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。	
	年3回			
	その他	ジェオスミン、2-メチルインボルネオールは省略する。		

令和2年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	前原配水池		
水源種別	愛知県用水供給事業からの浄水		
浄水処理方法	塩素消毒		
給水人口	約5,200人		
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市字杣下33-18 犬山市池野出張所	南側最末端地域の箇所として確認を行う。
	基準項目検査	犬山市字杣下33-18 犬山市池野出張所	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年4回	六価クロム化合物	令和2年度より基準強化、令和4年度まで基本頻度で検査を行う。
	年4回	アルミニウム及びその化合物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。
	年1回	フッ素及びその化合物、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、平成31年度に検査を行っているため、次回は令和4年度に検査予定である。
	年3回		
	その他	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは省略する。	

令和2年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	緑ヶ丘配水池			
水源種別	愛知県用水供給事業からの浄水			
浄水処理方法	塩素消毒			
給水人口	約200人			
水質管理上の留意事項				
採水箇所	毎日検査	犬山市大字羽黒字堂ヶ洞18-66 緑ヶ丘南公園	西側最末端地域の箇所として確認を行う。	
	基準項目検査	犬山市大字羽黒字堂ヶ洞18-66 緑ヶ丘南公園	西側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。	
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数				
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由	
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。	
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。	
	年4回	六価クロム化合物	令和2年度より基準強化、令和4年度まで基本頻度で検査を行う。	
	年1回	フッ素及びその化合物、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。	
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、平成31年度に検査を行っているため、次回は令和4年度に検査予定である。	
	年3回			
	その他	ジェオスミン、2-メチルインボルネオールは省略する。		

令和2年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	羽黒浄水場		
水源種別	深井戸水(3井)		
浄水処理方法	塩素消毒		
給水人口	約10,300人		
水質管理上の留意事項	1 原水(地下水)にトリクロロエチレンを含むため、浄水中のトリクロロエチレン濃度と原水水質中の挙動把握を経時的に行っていく必要があること。 2 原水から大腸菌群を検出したことがあり、クリプトスパリジウム対策として、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行っていく必要があること。		
採水箇所	毎日検査	犬山市大字羽黒字向浦55-8 犬山市羽黒北子ども未来園	北側最末端地域の箇所として確認を行う
	基準項目検査	犬山市大字羽黒字向浦55-8 犬山市羽黒北子ども未来園	北側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年4回	六価クロム化合物	令和2年度より基準強化、令和4年度まで基本頻度で検査を行う。
	年4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。
	年2回	トリクロロエチレン	浄水からは検出されていないが、浄水中の濃度と原水水質中の挙動を経時的に把握するため、頻度を上げ、年2回の検査とする。
	年1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム及びその化合物、鉄、銅、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、平成31年度に検査を行っているため、次回は令和4年度に検査予定である。
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
その他	※トリクロロエチレンは年2回(夏季・冬季)とする。		

令和2年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	楽田浄水場		
水源種別	深井戸水(3井)		
浄水処理方法	バッキ処理、塩素消毒		
給水人口	約5,400人		
水質管理上の留意事項	1 原水(地下水)にトリクロロエチレンを含み、バッキ処理により除去しており、除去効果の確認と、原水水質中の挙動把握を経時的に行っていく必要があること。 2 原水から大腸菌群を検出したことがあり、クリプトスポリジウム対策として、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行っていく必要があること。		
採水箇所	毎日検査	犬山市字下沼1-9 下沼団地防火水槽	南側最末端地域の箇所として確認を行う
	基準項目検査	犬山市字下沼1-9 下沼団地防火水槽	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年4回	六価クロム化合物	令和2年度より基準強化、令和4年度まで基本頻度で検査を行う。
	年4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。
	年2回	トリクロロエチレン	バッキ処理を行っているため浄水からは検出されていないが、浄水中の濃度と原水水質中の挙動を経時的に把握するため、頻度を上げ、年2回の検査とする。
	年1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、アルミニウム及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、平成30年度に検査を行っているため、次回は令和3年度に検査予定である。
	年	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルインボルネオール(3回/1年)、	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
	その他	※トリクロロエチレンは年2回(夏季・冬季)とする。	

令和2年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	楽田東部浄水場		
水源種別	深井戸水(1井)		
浄水処理方法	苛性ソーダ注入(PH調整)、塩素消毒		
給水人口	約150人		
水質管理上の留意事項	1 原水のPHが低いため、苛性ソーダの注入に留意する必要があること。		
採水箇所	毎日検査	犬山市字惣作58番地42 惣作ちびっこ広場 給水栓	東側最末端地域の箇所として確認を行う
	基準項目検査	犬山市字惣作58番地42 惣作ちびっこ広場 給水栓	東側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年4回	六価クロム化合物	令和2年度より基準強化、令和4年度まで基本頻度で検査を行う。
	年4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。
	年1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回 (今年度実施)	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、平成30年度に検査を行っているため、次回は令和3年度に検査予定である。 なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で、年1回、確認が行われることになる。
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
	その他		

令和2年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	犬山配水場			
水源種別	愛知県用水供給事業からの浄水			
浄水処理方法	塩素消毒			
給水人口	約32,600人			
水質管理上の留意事項				
採水箇所	毎日検査	犬山市青塚新町50 青塚新町町内集積場	南側最末端地域の箇所として確認を行う	
	基準項目検査	犬山市青塚新町50 青塚新町町内集積場	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。	
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数				
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由	
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。	
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。	
	年4回	六価クロム化合物	令和2年度より基準強化、令和4年度まで基本頻度で検査を行う。	
	年1回	フッ素及びその化合物、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。	
	3年に1回 (今年度実施)	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、平成31年度に検査を行っているため、次回は令和4年度に検査予定である。	
	年3回			
	その他	ジェオスミン、2-メチルインボルネオールは省略する。		

令和2年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	四季の丘配水池			
水源種別	愛知県用水供給事業からの浄水			
浄水処理方法	塩素消毒			
給水人口	約1,000人			
水質管理上の留意事項				
採水箇所	毎日検査	犬山市大字塔野地字田口洞21-10 犬山市第一加圧所	西側最末端地域の箇所として確認を行う	
	基準項目検査	犬山市大字塔野地字田口洞21-10 犬山市第一加圧所	西側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。	
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数				
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由	
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。	
	年4回	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。	
	年4回	六価クロム化合物	令和2年度より基準強化、令和4年度まで基本頻度で検査を行う。	
	年1回	フッ素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。	
	年1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、平成30年度に検査を行っているため、次回は令和3年度に検査予定である。	
	年3回			
	その他	ジェオスミン、2-メチルインボルネオールは省略する		

令和2年度 犬山市水道事業水質検査実施計画書

水質検査実施水系施設

①白山浄水場 ②城東浄水場 ③今井配水池 ④前原配水池 ⑤緑ヶ丘配水池 ⑥羽黒浄水場 ⑦楽田浄水場 ⑧楽田東部浄水場 ⑨犬山配水場 ⑩四季の丘

項目	実施月ごとの数量												合計	採水箇所
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
給水栓水全項目(51項目)		2											2	①②
給水栓水(49項目) ジュオスシン、2MIB除く全項目		1											1	③
毎月検査一般項目(9項目)	10	7	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	117	毎月検査項目及び消毒副生成物、省略・軽減不可の全地点共通項目 5月の①②③は全項目に含む
消毒副生成物12項目		7			10			10			10		37	
六価クロム化合物		7			10			10			10		37	令和2年度より基準強化、全地点にて令和4年度まで基本頻度、①②③は全項目に含む
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		3			1			1			1		6	②で年4回、⑥⑦⑧で年1回、但し5月の②は全項目に含む
フッ素及びその化合物		4											4	①③④⑤⑨⑩で年1回、但し①③は全項目に含む
トリクロロエチレン					2						2		4	⑥⑦で年2回(自主追加項目)
アルミニウム及びその化合物		3			1			1			1		6	④で年4回、③⑦⑩で年1回、但し③は全項目に含む
カルシウム・マグネシウム等		3											3	⑥⑦⑧で年1回
蒸発残留物		6			3			3			3		15	⑥⑦⑧で年4回、②④⑤⑨で年1回、但し②は全項目に含む
ジエオスミン					5	5	5						15	①②⑥⑦⑧で7~9月の間
2-メチルイソボルネオール					5	5	5						15	
アンチモン					1								1	⑦の水系の給水栓水(3年に1回)
ウラン					1								1	⑦の水系の給水栓水(3年に1回)
ニッケル					10								10	①~⑩の水系の給水栓水
1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエテン・トルエン・1,1,1-トリクロロエタン・メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル					1								1	⑦の水系の給水栓水(3年に1回)
フル酸ジ(2-エチルヘキシル)					1								1	⑦の水系の給水栓水(3年に1回)
ジクロロアセニトリル・抱水クロラール					10								10	①~⑩の水系の給水栓水
農葉類(114項目)					1								1	⑦の水系の給水栓水(3年に1回)
マンガン					5								5	①②⑥⑦⑧の水系の給水栓水
遊離炭酸					4								4	②⑥⑦⑧の水系の給水栓水
有機物質					10								10	①~⑩の水系の給水栓水
臭気強度					1								1	⑦の水系の給水栓水(3年に1回)
ランゲリア指数					1								1	⑦の水系の給水栓水(3年に1回)
従属栄養細菌					10								10	①~⑩の水系の給水栓水
原水(39項目)					11								11	①の原水、②の1~3号井戸原水、⑥の1~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水
アンモニア態窒素					11								11	①の原水、②の1~3号井戸原水、⑥の1~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水
侵食性遊離炭酸					10								10	②の1~3号井戸原水、⑥の1~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水
嫌気性芽胞菌		10			11			10			10		41	②の1~3号井戸原水、⑥の1~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水で年4回、①の原水で年1回
大腸菌		10						10			10		30	②の1~3号井戸原水、⑥の2~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水で年4回
大腸菌(MPN)					1								1	⑥の1号井戸原水で年4回、①の原水で年1回
大腸菌群		10			11			10			10		41	②の1~3号井戸原水、⑥の1~3号井戸原水、 ⑦の1~3号井戸原水、⑧の1号井戸原水で年4回、①の原水で年1回
クリプトスボリジウム					1								1	①の原水
ジアルジア					1								1	①の原水
トリクロロエチレン											6		6	⑥の1~3号井戸原水、⑦の1~3号井戸原水
白山浄水場 事業所排水 6項目 (Ph.BOD,COD,SS,T-N,T-P)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	①事業所排水

4. 農薬類(目15)の対象農薬リスト

項目	目標値	項目	目標値
1, 3-ジクロロプロベン (D-D)	0.05 mg/L以下	チオジカルブ	0.3 mg/L以下
2, 2-DPA (ダラボン)	0.08 mg/L以下	チオファネートメチル	0.02 mg/L以下
2, 4-D (2, 4-PA)	0.02 mg/L以下	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
EPN	0.004 mg/L以下	テルブカルブ (MBPMC)	0.006 mg/L以下
MCPA	0.005 mg/L以下	トリクロビル	0.005 mg/L以下
アシュラム	0.2 mg/L以下	トリクロルホン (DEP)	0.1 mg/L以下
アセフェート	0.006 mg/L以下	トリシクラゾール	0.06 mg/L以下
アトラジン	0.01 mg/L以下	トリフルラリン	0.03 mg/L以下
アニロホス	0.003 mg/L以下	ナプロバミド	0.005 mg/L以下
アミトラズ	0.006 mg/L以下	パラコート	0.0009 mg/L以下
アラクロール	0.03 mg/L以下	ビペロホス	0.01 mg/L以下
イソキサチオン	0.005 mg/L以下	ピラクロニル	0.004 mg/L以下
イソフエンホス	0.001 mg/L以下	ピラゾキシフェン	0.02 mg/L以下
イソプロカルブ (MIPC)	0.01 mg/L以下	ピラゾリネット (ピラゾレート)	0.002 mg/L以下
イソプロチオラン (IPT)	0.3 mg/L以下	ピリダフェンチオン	0.02 mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.09 mg/L以下	ピリプチカルブ	0.04 mg/L以下
イミノクタジン	0.006 mg/L以下	ピロキロン	0.0005 mg/L以下
インダノファン	0.009 mg/L以下	フィブロニル	0.01 mg/L以下
エスプロカルブ	0.03 mg/L以下	フェニトロチオン (MEP)	0.03 mg/L以下
エトフェンプロックス	0.08 mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.05 mg/L以下
エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01 mg/L以下	フェリムゾン	0.006 mg/L以下
オキサジクロメホン	0.02 mg/L以下	フェンチオン (MPP)	0.007 mg/L以下
オキシン銅 (有機銅)	0.03 mg/L以下	フェントエート (PAP)	0.01 mg/L以下
オリサストロビン	0.1 mg/L以下	フェントラザミド	0.1 mg/L以下
カズサホス	0.0006 mg/L以下	フサライド	0.03 mg/L以下
カフェンストロール	0.008 mg/L以下	ブタクロール	0.02 mg/L以下
カルタップ	0.3 mg/L以下	ブタミホス	0.02 mg/L以下
カルバリル (NAC)	0.05 mg/L以下	ブプロフェジン	0.03 mg/L以下
カルボフラン	0.005 mg/L以下	フルアジナム	0.05 mg/L以下
キノクラミン (ACN)	0.005 mg/L以下	ブレチラクロール	0.09 mg/L以下
キヤブタン	0.3 mg/L以下	ブロシミドン	0.004 mg/L以下
クミルロン	0.03 mg/L以下	ブロチオホス	0.05 mg/L以下
グリホサート	2 mg/L以下	ブロピコナゾール	0.05 mg/L以下
グルホシネット	0.02 mg/L以下	ブロビザミド	0.05 mg/L以下
クロメブロップ	0.02 mg/L以下	ブロベナゾール	0.1 mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	0.0001 mg/L以下	ブロモブチド	0.02 mg/L以下
クロルビリホス	0.003 mg/L以下	ベノミル	0.1 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	ベンシクリン	0.09 mg/L以下
シアナジン	0.001 mg/L以下	ベンゾビシクリン	0.004 mg/L以下
シアノホス (CYAP)	0.003 mg/L以下	ベンゾフェナップ	0.2 mg/L以下
ジウロン (DCMU)	0.02 mg/L以下	ベンタゾン	0.3 mg/L以下
ジクロベニル (DBN)	0.01 mg/L以下	ベンディメタリン	0.04 mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ベンフラカルブ	0.01 mg/L以下
ジクワット	0.005 mg/L以下	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.07 mg/L以下
ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004 mg/L以下	ベンフレセート	0.003 mg/L以下
ジチオカルバメート系農薬	0.005 mg/L以下	ホスチアゼート	0.7 mg/L以下
ジチオビル	0.009 mg/L以下	マラチオン (マラソン)	0.05 mg/L以下
シハロホップチル	0.006 mg/L以下	メコブロップ (MCPP)	0.03 mg/L以下
シマジン (CAT)	0.003 mg/L以下	メソミル	0.01 mg/L以下
ジメタメトリン	0.02 mg/L以下	メタム (カーバム)	0.06 mg/L以下
ジメトエート	0.05 mg/L以下	メタラキシリ	0.004 mg/L以下
シメトリン	0.03 mg/L以下	メチダチオン (DMTP)	0.03 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	メトミノストロビン	0.03 mg/L以下
ダイムロン	0.8 mg/L以下	メトリブジン	0.02 mg/L以下
ダゾメット	0.006 mg/L以下	メフェナセット	0.1 mg/L以下
チアジニル	0.02 mg/L以下	メブロニル	0.005 mg/L以下
チウラム	0.08 mg/L以下	モリネート	mg/L以下

